

平成27年度 第1回精華町総合教育会議 議事録

1 開 会 平成27年6月30日(火) 午前10時00分
閉 会 平成27年6月30日(火) 午前12時00分

2 出席構成者 木村精華町長 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員
細川委員 太田教育長 (欠席構成員なし)

3 出席事務局職員

大植総務部長	岩崎総務部次長
大原企画調整課長	山崎企画調整課担当係長
岩橋教育部長	北澤総括指導主事
竹島学校教育課長	仲村生涯学習課長

4 傍聴者 1名

5 会議の概要

(1) 開会

総務部長から第1回総合教育会議の開会を宣言。

- 町長あいさつ -

○木村町長

皆さんおはようございます。

それでは、第1回の総合教育会議に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。

平素は、伊藤教育委員長様をはじめ教育委員の皆様には本町の教育の発展に対し一方ならぬご尽力をいただき、この場をおかりいたしまして、まずは厚くお礼申し上げます。

さて、この4月1日より新しい教育委員会制度がスタートいたしました。精華町では経過措置により現教育委員会委員長のもと、教育委員会が引き続き運営されるわけですが、今回の教育委員会制度改革の一つとして、教育委員会の皆様と私たち行政側とで総合教育会議を設置することとなり、こうして第1回総合教育

会議を開催させていただきました。これまで適時、教育委員さんとの意見交換もさせていただいておりましたが、こうしたことも意義深いものと考えております。

これまでも精華町では様々な取り組みをいただいております、それぞれ大変大きな評価と成果を上げていただいていることにつきまして、我々行政側としても大変うれしく、また誇りに思っているところでございます。

今回の法律改正によりまして、教育委員会と町長部局がこれまで以上に連携を密にして、町民目線に立って全体のまちづくりと教育を調和させ、進めていく趣旨であるとと考えております。

そういう中で、本日は会議の設置要綱などのルールづくりや教育の現状の報告、また、法律にも規定されることとなった本町の教育に関する大綱の策定に向けてまして議論を交わしたいと考えております。

申すまでもなく、子どもたちは精華町の将来を担う宝でございます。これまで教育委員会が積み上げてこられた歴史を大切にしながら、総合教育会議という新たな枠組みのもと、今まで以上に教育委員会と精華町が連携、協力し、未来を担う子どもたちのために活発な議論を交わし、よりよい教育の方向性を見出すことができますよう期待いたしまして、会議開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

－教育委員長あいさつ－

○伊藤教育委員長

平成27年4月に新しい制度がスタートし、本町は経過措置により従来の体制で、教育委員運営を行っているわけですが、今日をもって精華町も新しい時代の中に突入したと思えますと、感慨深いものがございます。

まだ未知数で、これから先、様々な課題がたくさん控えていると思いますが、私は時代がどのように変わろうと基本は絶対変わらないと、このように信じています。いつの時代でも子どもたちがきらきらと輝くような世の中を大人が責任を持ってつぐらない限り、たとえ立派な組織をもったとしても実を結んでこない。子どもたちの視点から、学校や家庭や地域の中での主役であるという認識を持ち、我々大人が責任を持って進めていくということに焦点化して、このような会議もあるべきだと感じています。

私は、この総合教育会議というのは2つ大きな狙いがあると思っています。一つ目には、やはり子どもたちを取り巻く様々な事件、事故に対する、教育委員会の責任の主体の曖昧さを、首長と教育委員会が責任を持って対応するための体制づくり

であり、子どもたちの生命に身体に様々な危険が及ぶ、また現に起こった等の非常事態についてどう対処するかという点であります。

二つ目には、やはり精華町の子どもたちの未来のために夢とロマンを語る場でないといけない。子どもたちが生き生きと輝ける未来予想図を描くためこの会議で積極的に議論していくというのが大きな狙いにならないと、私はこの会議が生きてこないと感じています。

私は昨年11月ごろ、若干10代の女の子でノーベル平和賞を受けたマララさんの言葉を、もう1度腹に据えた中で総合会議に臨みたいという気持ちがあります。彼女ははっきり言っているんですが、教育は人生の恵みの一つであり、生きる上で欠かせないものである。1人の教師、1本のペン、1冊の本、こういったものが大きく世の中を、変えると堂々と述べています。精華町の中でも子どもたちと共に夢やロマンを語りながら、様々なその想いを形にできればと願っています。

そのためにも、教師が子どもたちや地域、家庭から信頼されるために、どんどん汗をかいていかなければならないし、そこから得られる信頼関係があればこそ、本音が語れる、そういった環境づくりを目指していきたい。

そして最後に、やはり本町は「こどもを守る町」宣言を昭和43年から行って以降、あとわずか半世紀にもなるわけで、そのことが町民や学校、子どもたちの中にも本当に根づいているかといえば、私はまだスローガンだけで、根づくに至っていないと感じています。このすばらしい宣言と結びつけながら、この会が大いに夢とロマンを語りあえる会議であってほしいと願って挨拶いたします。

(2) 出席者紹介

司会の総務部長より構成員及び事務局の紹介

(3) 総合教育会議の運営について

－会議の目的等について－

○企画調整課長

地方教育行政の基本的な実施体制などを定めています、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が昨年の6月20日に改正をされ、本年4月1日に施行されました。

法律改正の主な目的でございますが、地方教育行政における責任の明確化、また迅速な危機管理体制の構築、さらには首長と教育委員会との連携強化を図ることなどでございます。

今回の改正の4つのポイントとして、まず一つ目には、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、二つ目には、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、三つ目には、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置、四つ目には、教育に関する大綱を首長が策定をするというものでございます。

今回の法律改正を受けて、本町としてどのように総合教育会議を設置、運営していくかについては、総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有する地方公共団体の長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有することで、より一層民意を反映した教育行政を推進したく考えています。

次に、会議の位置づけと構成員について、まず、一つ目には、総合教育会議は町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たりません。二つ目には、町長は総合教育会議を設けこととなっており設置主体は町長でございます。三つ目には、会議の構成員は町長及び教育委員会でございます。ただし、緊急を要する場合は町長と教育長のみで会議を開催することが可能となっています。四つ目には、会議は町長が招集することになっております。また、教育委員会が協議を要すると思料するときは、町長に対して会議の招集を求めることができます。五つ目には、会議において協議・調整し合意した方針のもとに、双方が所管する事務を執行します。すなわち、会議で合意された事項については、町長と教育委員会は互いにその調整結果を尊重しなければなりません。

次に、協議すべき事項として、一つ目に、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事項についてでございます。二つ目に、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策の協議で、想定される事項としては、学校施設の整備や教育条件の整備に関する施策など予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項のほか、幼稚園や保育所などを通じた幼児教育・保育のあり方やその連携、青少年の健全育成と生徒指導の連携、あるいは居所不明の児童生徒への対応、さらには福祉部局と連携した総合的な放課後対策や子育て支援など、町長と教育委員会との連携事務が必要な事項などが想定されます。三つ目に、児童生徒などの生命または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置の協議で、想定される事項としては、重大な事態が発生した

場合や発生するおそれがある場合に講ずべき措置、すなわち対応の協議であります。

一方、総合教育会議で協議すべきでない事項について、これは、幾ら法律の趣旨が首長と教育委員会の連携とは言え、教科書の採択や個別の教職員の人事など、特に政治的中立性が高い事項や日常の学校運営に関する些細な事項については、協議事項として取り上げるべきではありません。

次に、協議・調整の結果の尊重義務についてでございます。この会議において町長と教育委員会の間で調整が行われ、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重することとされており、調整のついていない事項については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び町長がそれぞれ判断するとしています。

なお、会議における調整とは、教育委員会の権限に属する事務について予算の編成や執行及び条例提案など町長の権限に属する事務との調和を図ることを指し、会議における協議とは、調整を要しない場合なども含め、自由な意見交換として幅広く行われることを指します。

次に、会議の公開と議事録作成及び公表についてでございます。一つ目に、個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められる場合を除き、会議は公開することになります。二つ目に、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を守る必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害する恐れのある場合には非公開となります。三つ目に、地方公共団体の長は議事録を作成し、公表するよう努めると法律に規定をされています。

なお、今後の精華町総合教育会議の予定については、本日、第1回目の会議を開催し、次回は、新年度予算の編成作業が開始された頃に第2回目の会議を開催したいと考えています。内容としては、大綱案の検討のほか、次年度の予算の関係もございまして、重点施策の協議・調整を予定しています。また、年明けには第3回目の会議を開催し、大綱の策定や意見交換を予定しています。

また、児童生徒などの生命、身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置について協議が必要な場合には臨時で会議を開催させていただく予定としています。

以上が総合教育会議の概要でございます。

－設置要綱・傍聴要領について－

○企画調整課長

次に、設置要綱と傍聴要領について、精華町として規定するものです。

まず、精華町総合教育会議設置要綱（案）について。第1条では、会議の設置目

的を規定しています。

次に、第2条では、所掌する事務を規定しています。

次に、第3条では、町長及び教育委員会をもって会議を構成する旨の規定をしています。

次に、第4条では、会議は町長が招集し、意見交換を行う場合を除き、町長が会議の議長となる旨を規定しています。これは調整事項として議事が発生した場合には町長が議長になることを定めていますが、意見交換については町長自身も積極的に意見参加して頂くため、事務局が進行に当たりたいと考えています。

次に、第2項では、教育委員会からの会議の招集、第3項では、会議において調整が行われ、双方が合意した事項について、その結果を尊重する旨を規定しています。

次に、第5条では、必要に応じて関係者または学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる規定をしています。

次に、第6条で、会議は公開を基本としながら、個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められる場合等には、非公開とする旨を規定しています。

次に、第7条では、議事録を作成、公表する旨を規定しています。

次に、第8条では、事務局について規定しています。

次に、第9条では、会議の運営などに関し必要な事項は会議で定める旨を規定しています。

最後に附則として、本日から施行する旨を規定しています。

続いて、傍聴要領について。設置要綱（案）第6条で会議の公開を規定していることから、傍聴手続や会議の秩序の維持等について、規定しています。

以上、総合教育会議の目的及び設置要綱、傍聴要領についてのご説明とさせていただきます。

【意見等】

- ・特になし。

【採 決】

- ・全員承認。

—以後、調整事項がなく、報告と意見交換のみのため、設置要綱第4条に基づき
司会は引き続き総務部長が行う—

－教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について－

○教育部長

総合教育会議における3つの協議事項のうち大綱の策定について、本町の教育行政における各種の計画策定状況などの現状をまず説明し、大綱策定に当たり教育委員会側での受けとめ方、考え方などについて説明します。

まず、本町の教育行政が日ごろ、どのような計画に基づいて施策を実施しているのかについて、町の総合計画の中に基本計画を定めていますが、これが精華町教育の最上位計画という位置づけになっています。

本町の総合計画、基本計画は、平成25年から平成34年までの10年を計画期間としています。このうち教育に関しては、学校教育と生涯学習について施策の基本的な方向性を定めているところです。

例を挙げれば、第1節、学校教育に教育振興と教育環境の2つの柱が記載されています。この中で教育環境という柱に、学校教育におけるハード面での施策について記述しています。この中で最重要課題として、まずは学校施設の耐震化、次に空調設備の完備、バリアフリー化、そして中学校給食の導入と施策の優先順位も一定整理をしながら記述を行っています。

こうしたなか、各行政分野では、各省庁が所管する個別の法律があり、その個別法に基づき各種の中期計画を策定する場合があります。教育においても教育基本法があり、この法に基づき国及び地方公共団体は教育振興基本計画というものを策定することになっています。

国の教育振興基本計画については、4つの基本的方向性、8つの成果目標、30の基本施策により構成され、参考にすべきは4つの基本的方向性を参酌し、地域の実情に応じて地方もその基本計画を策定することが努力義務となっています。

本町では、教育振興基本計画を策定するまでには至っていませんが、実務的には「指導の重点」を定め、施策を展開しているところです。

また、この「指導の重点」をもとにさらに細かな各施策、事業を列記し、年度の計画として「せいか学びと育ち」プランという形で具体的施策の実行プランの明示を行う形で教育行政を展開している状況です。

一方、今回法律改正により首長が定めることになりました大綱は、文部科学省によると、教育振興基本計画を策定している自治体については、その計画を大綱にかえることができるという見解が示されています。

こうしたことなども踏まえ、今回その首長に法的策定義務が生じた大綱を教育委員会としては今後、教育振興基本計画を策定するまでの間、現在の総合計画、これを根幹として、指導の重点のうちからおおむね四、五年は継続して行うことが明らかであると考えられる主要な施策を選び、体系化して、その基本的方向性を整理してまとめることが望ましいと考えています。

なお、この大綱策定については、教育委員会においても一定議論をさせていただいており、教育委員長からも発言あったように、余り形式にとらわれることなく、例えば「こどもを守る町宣言」をしている自治体としてできる限り、本町の独自性を踏まえて教育施策の基本的方向性をまとめたほうが望ましいというような意見も出ていますことも併せてご報告させていただきます。

(4) 教育施策について

－教育の現状等について－

○総括指導主事

児童生徒数について。平成12年度からの児童生徒の推移を示しています。小学校は、おおむね平成20～22年度の3年間をピークに減少しつつあります。平成26年度には2,499名で、平成16年度とおおむね同数となっています。

中学校では、平成23～25年度の3年間をピークに減少傾向です。

続いて、町内の小・中学校に全員が進学したと仮定した今後10年間の推移としても、全体としては減少傾向にあります。

続きまして、学力の状況について。平成26年度に実施された小学校6年生、中学3年生を対象に行われた全国学力・学習状況調査の結果で、特徴として小学校6年生の国語、算数、中学校の国語、数学ともに全国平均を上回っていますが、中学校において無回答率が国語、数学ともに全国を上回っており、わかる問題は積極的に取り組むが、考える問題やわからない問題は諦めてしまう傾向があるのではないかと推測でき、今後も粘り強く取り組めるよう指導していく必要があると考えています。

次に、平成26年度の卒業後の進路状況について。小学校では、地元の中学校へ86%が進学しています。中学校では、93%が全日制の高等学校へ進学しています。中学生の進路状況を昨年度と比較すると、通信制を含む進学率、高等学校への進学率は、98.2%で昨年度と同数という結果でした。また、私立高校への進学率は34%、昨年度は、27.7%であり、平成26年度は私学志向の傾向が非常

に強かったということがわかります。

次に、生徒指導の状況について。平成25年度と26年度を比較して、問題行動は、小学校では微増、中学校は84件から89件へと増加しています。不登校の状況（年間30日以上欠席者をカウント）について、平成24年度、小中学校合わせて29名、25年度は小中合わせて26名でした。26年度は、小中合わせて46名で、大幅に増加をしました。26年度の後半から増加の傾向にあり、各学校では家庭訪問など家庭との連携を強め、きめ細かな指導をしているところです。

次にいじめ調査集計結果について。これはアンケートや聞き取り調査、また教師による観察などを行った集計結果となっており、第1段階（児童生徒が心身の苦痛を感じているものを幅広く集約）では、幅広く捉えているため、小学校426件、中学校76件となっていますが、様々な取り組みにより解消していますが、第2段階（組織的、継続的に指導や観察が必要なもの）として小学校で1件、中学校で2件となっています、第3段階（生命や心身、財産に重大な被害が生じた場合）については小・中学校ともゼロ件という結果になっています。

なお、いじめ問題については、精華町内全ての学校において基本方針を策定し、組織的に取り組みを進めています。

○学校教育課長

続いて、要保護・準要保護の状況について。本町の5月1日現在の平成21年度から27年度までの町内の小・中学校におきます要保護児童生徒、そして準要保護児童生徒の人数と、全体児童・生徒に占める割合を表示しています。

小・中学校の就学援助については、学校教育法第19条に規定されている経済的
就学困難者への援助義務という部分に基づき、必要な援助を講じているところです。伊藤委員長からも発言があったように、親の経済力によって特に教育の格差が生じては夢なども語れない、そして全ての子どもたちにその可能性を実現させるためにも、教育の機会均等を保障していく上でも重要な施策として進めてきています。

昨今の厳しい社会経済状況の中において、平成24年度から27年度の推移を見ても、小中合わせて5.6%であったものが、7.7%と年々増加傾向にあります。主な要因としては、児童扶養手当が支給される対象家庭が増加したこと、それと併せて経済的な理由となっています。一方、国も同様な形で推移をしており、文部科学省の資料によると、平成7年から24年度まで増加傾向にあります。また、24年度の就学援助率（要保護・準要保護児童合計）では全国平均が15.64%となっています。都道府県別で見ると、京都が20.16%となっています。国、府に

対し本町の就学援助率は低いですが、年々増加傾向にあり、子どもの貧困対策について引き続き見守っていく必要があると考えています。

○生涯学習課長

学校・地域・家庭の連携に関する社会教育の取組みについて。まず、社会教育委員会会議について。この会議は社会教育活動の拡充や進行を図るもので、今年度においては教育委員会に対し①家庭教育の充実②青少年健全育成について提言を行う予定で、この総合教育会議で出された意見を我々も踏まえ進めていきたいと考えています。

次に、青少年健全育成事業について。この事業は主に5つの最重要事業があり、①家庭教育、②子ども議会、③PTA助成、④青少年健全育成協議会、⑤次世代の親となる中学生を対象とした子育て講座があります。この中で、特に子ども議会では、選挙権の18歳への引き下げや子どもの政治離れといった事情を考慮した進め方を検討しているところです。

続きまして、子ども祭り事業について。過日、第1回子ども祭り実行委員会を開催し日程について検討を行ったところで、実施時期は来年の春ごろになるという見通しです。

次に、地域で子どもを育てる連絡協議会について。これは学校、家庭、地域の関係者が集まって子どもの健全な育成において良好な環境をつくり上げるもので、その関係団体として、教育委員会及び学校、スクールヘルパー、自治会やPTAの各種団体に参加頂いています。主な活動は、拡大あいさつ運動、地域におけるのあいさつ運動を展開しています。

次に、精華まなび体験教室事業について。この事業は文部科学省及び厚生労働省が策定した放課後子ども総合プランに基づき、子どもたちに対し、その居場所づくりとして学校教育以外の文化活動や体育活動を行うものです。昨年度は3校でしたが、今年度はさらに1校再開したことにより、4校において実施しているところです。このうち2校は平日の放課後に開催、2校は土曜日に実施しています。

最後に、学校支援地域本部事業について。これは町内中学校区ごとに学校を地域で支えるということを目的とし、平成20年度の精華南中学校区から順次立ち上がり、現在は3中学校区全ての校区において実施しています。各校区にコーディネーターを配置して、地域におけるコミュニティースクールの実施や学校周辺の清掃活動の実施など、各校区とも精力的に活動されています。

－意見交換－

○木村町長

私も12年近く、この仕事をさせていただいていますが、いつも議会の本会議や委員会での答弁で、財源の決定権を持たず答弁いただく教育委員会には大変ご苦勞頂き、そういった面では教育委員さんには本当に頭の下がる思いであります。先ほど「こどもを守る町」宣言の話が教育委員長さんからありましたが、私もしっかりそれを受けとめながら、子どもの真の幸せのために教育は、あるいはまちづくりがどうあるべきかということについて、絶えず自問自答しながら、幹部職員との意見調整、予算編成、議会などのたびに反省をしてきているわけでありましてけれども、当然、命を守るということ、そしてこの町で生まれ育ち、学校現場で様々な思い出と誇りを持って育ってもらうということが非常に大切であると感じています。

教育環境と言う部分では、東日本大震災を通して、国で大きな課題となっている公共施設の防災、減災という大きな課題が最優先として出てきました。幸いにも本町は新しい町でもありそれぞれの開発地ではすばらしい学校を先人がつくり上げたということもあり、小学校の耐震化をはじめとして川西小学校の全面改築や、今年完成する精華中学校の改築により100%耐震化を図ることができましたが、行政の出来ることには限界があります。一方、地域社会が子どもを支えるコミュニティースクールなどのように、地域社会の中で子どもの安全安心を見守る町の姿はまだ無限に広がっているのではないかと、地域に支えてもらった子どもたちがまた地域を支えるという循環社会を構築する必要があるのではないかと考えています。

○太田教育長

「こどもを守る町」宣言というのは、本当に大切なものと切実に感じています。私は本町の教育にかかわらせていただいて9年目に入りますが、ある中学校では生徒指導の面において様々な困難な事情抱えていました。当時の校長と、学校の教員だけでは進まない、そのとき、コミュニティースクールの話があり、そういった仕組みを導入しました。それから数年の中で、生徒たちの様子が変わり校舎は大変な傷みや汚れがあったんですがそれを子どもたちが一生懸命掃除する光景が見え始めたり、授業態度も以前と比べ物にならないほど良くなってきました。一緒に地域の人たちが学校で学び、そして生徒とも交流することが思わぬところで成果を生み、中学校が安定しました。まだ様々な課題はありますが、学力的にも向上して来ますし、進路にも繋がり、体育活動にも成果が上がってきています。また新しい学校が完成するにつれ、子どもたちが自分の学校に対する自信も持ち出したと感じて

います。手法的に学校だけではなく、保護者の方なり地域の方に入って頂き、例えば花を植えるとか美化清掃を行うとか、そういう活動をいろいろ重ねたことが今の成果につながっているのだと感じています。

課題としては、先ほど家庭や地域社会との連携について紹介されましたが、特に新興地域では、なかなか学校のまなび体験教室のような事業などの地域社会と結びつけ持続的に行うといった点に課題が残っています。まちづくりという観点から、町行政と連携を強める中で取り組みが一層進められたらありがたいと思います。

○中谷教育委員

30年ほど前になりますが、私が小学校の教師時代にある学校区で一気に人口が増え児童が900人という時代がありました。今では急激に児童数が減少し200名前後となっています。では、そのときの小学生、中学生はどこへ行ったのか。その時の小学生、中学生、高校生がやはり、就職や結婚をされる年代になるとその町から流出したのだらうと考えられます。本町でもそのような状況になりつつあるいま、この町でしっかりと根づいて働いてもらうことがとても重要であると考えています。では、何をすべきなのかということで、私はこのまちに恵まれた資源、学研都市の研究施設と何かタイアップできないだろうかということを思ったりしています。町内にある企業の最先端技術や、研究者を見て本町の子どもたちも憧れてほしいし、子どもたちが進学し研究した内容などを精華町へフィードバック出来ないものかとも考えます。また町外で働いていても、自分たちがこのまちで学んだことに誇りを持ち、精華町発展のために何ができるのかと言うような郷土を愛する心を育てないと、生まれ育った場所をおろそかにするような、そんな教育ではこれからの人口減少社会においてますます希望が持てなくなると感じています。

○木村町長

今の話は国政にも大きな、責任があると思うんです。まず若い人たちに夢と希望を持って、そして働く場所の保障をどうするか、そのことが大事だと。今やっている科学のまちの子どもたちプロジェクト、あの事業は本当に素晴らしい事業だと思います。子どもたちに実験などをとおして科学の素晴らしさを伝える。この教育は地域社会の応援があって初めてできるものであり大変感謝しています。

○養毛教育委員

私もこの精華町が、子どもたちと高齢者に対して大変優しい町だなと実感しています。高齢者に関しては民生委員の経験からそう思うんですけども、また今、各地域に高齢者サロンが続々とできており、最初のきっかけは町長さんなり行政ですけ

ど、その後はみんなで盛り上げていこうという気運が高まっています。子育てに関しても、精華町に来て20年たちますが、当初子育てサロンなどにも入り、自分たちで何とかしなきゃという時代でありまして、その中で、各子育て世代の団体の方同士で何が必要なんだろうという話をされたんです。そこでのワークショップがきっかけとなり、子育ての支援計画が決まりました。今では子育て支援センターの活用には目覚ましいものがありまして、本当に小さいお子さんの行き場所が沢山できたとし、各地域の中にも子育てサロンというのがどんどん立ち上げられ、行くに困らないような状況になっています。また、学童保育の充実も目覚ましいものがありまして、障害児を見るところがあったり、また私学に通われてる方への対応もされていて、両親が働いていても子どもに行き場所がある、ふだん仕事であっても帰ってから地域の人たちと交流できる場があるということで、すごく子どもたちにとっても充実していると感じています。

ただ、20代30代のこの街を支える世代が少し弱いのではないかと考えていて、この街で親と子が働けるだけの魅力、ここで住みたいという魅力のようなものがあればと思っています。私たちが転入したとき、幼稚園とか1年生だった子どもたちが今、卒業して働き、結婚して子どもを産むような世代です。地域の中に残っている子どもというのが本当に少なくて、今はもう大学卒業したら、大都市出てしまっている。そうすると、出た先で結婚し戻ってこないというような状況が本当に周りに沢山おられます。お年寄りと子どもたちの間の青年期世代が抜けているようなコミュニティ形成になってます。そんなところもう少し魅力ある、働く場所がないので行くねという子どもたちに、働く場所の提供があれば帰ってこれるという思いです。

○細川教育委員

先ほど教育長が話しておられた生徒指導が困難な時代の中学校に子どもが在学しておりました。コミュニティスクールを立ち上げられたとき、私もPTA会長に当たっておりましたので、一緒にコミュニティスクールのお手伝いなどもさせていただいておりました。

初めは自分たちの出身校あるいは地域の知っている子どもたちが学校生活に問題がある、そのために何か自分たちで出来ることはないかというような話から、授業参観に参加されて、子ども達への声かけから始まり、徐々に子どもたちと一緒に何かやっけていこう、あるいは中学校にもっとその年代の方を呼んで来て、自分だけじゃなくてもっといろんな人から子どもたちを見る目をふやしていこう、という活動

から始まったことと思っています。

去年からまた下の子どもが入学し、どうなっているのかなという感じで見させていただいておりましたら、本当にうまく根つき子どもたちも自然と受け入れられているようで、年齢を超えての共同作業、挨拶など本当に変わってきたなという印象を持っています。もちろん、地域の方々の力があるのですが、先生方が地域の方とその子どもたちとうまく結びつけて頂いたということに本当に感謝しています。

できることならば、それをほかの中学校にも広げ、同じような形できればと考えますが、地域的なこともありますし、本当に難しいことだとは思いますが。ただ、養毛委員がおっしゃたように、新しい地域の中でもしっかり精華町に定着されてきたということですので、うまくそれを行政のほうで結びつけていただき、地域に合う形でコミュニティースクールを形成し、子どもたちを見守る目をふやしていくというのが一番良い方向ではないかと考えています。

久しぶりに保護者という立場で中学校に参りまして思ったのは、やはり両極化がこの辺でも進んでいるなという事でした。経済的に支援が必要な家庭もふえていと聞きますし、母子・父子家庭も増加している、それに伴って学力も低下してきているという一面もあるのではないかとこのふうにも聞きます。反対に、教育に力を入れている親は一生懸命教育、金銭的にも力を入れて、熱心にやっておられ、その両極化を懸念しています。

先ほどおっしゃったように、新しい地域では、学校を卒業し就職され結婚される世代の方が今、本当にたくさんおられます。やはり、皆さん町外に出ていかれる方が本当に多いし、帰ってこられる予定があるか聞くと、帰ってくる予定がないから、自分たちも、この大きい家に住まず、後々もうちょっと便利な小さい家に越そうと思っているご家庭もあるように聞いています。それを何とか私は防ぐ方法がないかなと思っていますので、ちょうどその親世代、50代、60代ぐらいの世代。もちろん、その20代の子どもをつなぎとめるのはもちろんなのですが、その40代から60代ぐらいの世代に、精華町にもっと興味を持っていただいて、子どもたちのために、あるいは上のもう少し高齢の方のために動いていただけるようなそういう施策を総合教育会議という場で実際進めていけるのかなという希望を持っています。

○養毛教育委員

まなび体験教室や地域支援本部事業などへ来ていただく大抵の方というのは元気なお年寄りなんですよね。8割が元気なお年寄りで、そういう元気な方がいろんな地域に出かけていっておられるのですが、活動されている方が固定化しているよう

に思います。ほかにもたくさん元気なお年寄りの方がいらっしゃると思うのですが、その一歩がなかなか踏み出せない方もおられるので、そういう方々をもう少しうまく巻き込んでいけたら、もっと子どもたちにとってもいい影響になるのかなと思います。

○総務部長

後ほど伊藤委員長や町長にはご発言いただきますけども、今一通り委員さん方には意見を述べていただきました。今回、初回ということもありますので、それぞれ委員さんには学校教育をめぐる全般的な思いを発言いただいたと思います。

これまでの発言で、共通していたのは、やはり学校教育だけでは限界があり、課題を克服するための人材もはっきり見えており、最後にそこをどうするのかということについては、やはり地域の支えがなければ、もちろんその地域の支えという部分については高齢者の方もいらっしゃいますし、様々な年齢層の方がおられるわけですが、そこを抜きにしてはできないだろうと。そういう点では、町への愛着がもてるような施策を進めていただきたいと。特に世代間でいえば、支える世代に落ち込みの部分があり、そう感じられるので、そこは魅力あるまちづくりで、何とかできないだろうかというふうな課題に集約されたのではないかと思っています。時間の関係もございますので、最後に伊藤委員長と木村町長からそれぞれご発言いただいたらと思います。

○伊藤教育委員長

最初にも、話したと思いますが、全国的に総合教育会議が開催され、どの自治体にも大綱が策定さると思いますが大体パターンが決まっている。形式的に作成することも大切ではありますが、やはりこのまちの将来を支える子どもたちへの姿勢をつくるために、他の自治体にはまねできないような、特色を持った大綱に結びつけたい。

私が思うのは、子どもたちみずから意欲的・主体的な活動が出来る体制をつくらないといけないと思っている。たとえば、どこでも児童会や生徒会が学校にはありますが、積極的な活動が出来ていない所もある。先生が言うこと、昔から決まっていることを、踏襲している傾向があるように思う。やはり子どもたちの独創的な発想やひらめきを引き出し実現できるよう誘導していく。教師がそういう思いを持ち、脇役に回って徹底的に子どもたちを主役として盛り上げていく、そういった教師が育ってほしいと私は願っています。

私がまだ現役の教師時代、北海道南西沖地震による津波で、奥尻島の学校が浸水

し教材などが使用できなくなり、それを見た生徒会はバザーの売り上げを寄付する企画を立てました。当初20万円ぐらいの収益を送ろうと、いざ初めて見ると地域の方々の多大な協力で50万円を超える売り上げとなりました。生徒たちは実際バザーを通して地域の方々とふれあいや、被災地への思いが高まり直接支援金を届けることになったんです。こういった、子どもたちが主体的に動き学ぶことが重要だと感じています。

私は、緊急対応すべき事案に対しては、この総合教育会議により町長さんを含め私たち教育委員が対応できると確信しています。しかし、もう一つの目的である、夢やロマンをやっぱり地域に広げていくためには何をどうすれば良いのか、それは子どもたちがやはりいきいきと元気よく活動できるような環境づくりをしていかなければならないと思っていますし、このように思いを持った子どもたちのエネルギーが「こどもを守る町」宣言の取り組みによって更に引き出されていく、大綱にはそういう狙があつていいと思います。

私はそういう思いで、この大綱をつくって行きたい。そのためにいつも子どものこと考えている名脇役となる教師がどこの学校にも5人ぐらいは出てきてほしい。1つの学校に四、五人の教師が目光らせて、そういう思いで見守れば、必ず学校は変わりますね。いじめ問題や不登校問題など、様々な問題が未然に食いとめられると私はそう信じてこれまで生きてきましたし、実践してきたつもりです。

○木村町長

それぞれの教育委員さんから意見を聞かせていただいて、我々も共有できる課題が多くあるなということを感じたところであります。

教育の現場では大変ご苦勞いただいておりますけれども、これらの成果につながったのは地域社会の方々が、学校と連携し、あるいは地域の安全安心を見守る努力のおかげで今日があるということ。我々はこれから皆さんも同じ思いで社会教育委員会と教育委員会あるいは町行政、三者がどう強く結び合うか、そのことが非常に大事だなということと、それから我々の町行政の側から見れば、地域関係の弱い校区も様々な活動をされていますし、私はもう少し教育の部分についてもいろんなお話をすれば、必ずご理解いただけるものと思っていますので、我々としても努力したいと思います。やはり行政と住民がどう、いい関係ですばらしい町を構築するか、まさに、このことは一方だけではどうにもなりませんので、お互いにキャッチボールをしながら、いい町をつくり上げていきたい。そのためにも、委員の皆様にもいろんな面でこれからも意見を交わしながら、ともに輝く町民の姿を描いていきたい

と、こういうふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○総務部長

様々な意見を通じて、本町の教育について目指す姿勢を共有する、その中で具体的連携と言えるような内容が出てきました場合、本日出された貴重なご意見などにつきましても事務局で、その具体的な事業等がある部分については、整理できるのかということを含めて調整し、今後の総合教育会議において、その都度、その内容をこの中身に議題として上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

(6) 閉会

総務部長が第1回総合教育会議の閉会を宣言。